特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	大田区個人情報保護条例や大田区情報セキュリティ基本方針等に基づき、個人情報保護の徹底と情報セキュリティ対策について万全を期している。システム面の対策としては職員の業務権限の範囲を考慮してシステムへのアクセス権を割り振ることにより職員が必要な情報以外にはアクセスできないように管理し、そのIDごとに操作ログを記録するなどの対策を講じている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和8年10月26日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活激変を一定期間緩和し、自立の促進に寄与するための国の制度 ①申請受付：主に以下4つの申請がある。（受付方法：窓口、郵送、電子申請） ・認定：離婚・死別・未婚などや区外からの転入によって新たに受給資格が生じた場合 ・額改定：未婚での出生、監護の有無、施設入所の有無で増額・減額申請が必要な場合 ・変更：受給者の住所などが変更した場合等 ・消滅：父又は母が婚姻・年齢到達などで消滅する場合 ②審査：申請者からの申請書類を審査する（庁内他部署や他団体から情報提供を受ける） ・申請書記載内容、住記情報、年金、所得情報を基に、受給資格審査を行う。 ③認定及び通知：区民へ認定及び却下の通知を発送する。 ④手当支給：年6回、区民の口座への振込。 ⑤現況届：毎年8月1日現在の状況を確認するため、児童扶養手当の受給者に現況届を送付し、郵送、窓口または電子申請で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の受給資格を確認し、11月分から翌年10月分までの手当の支給継続を決定する。
③システムの名称	子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童支援情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条（利用範囲）第1項、及び別表の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令　第29条（児童扶養手当法関係）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報参照が出来る根拠法令＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号、及び別表の81項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第83条（児童扶養手当支給関連） ＜情報提供が出来る根拠法令＞ ・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）第8号、及び別表において 第4欄（特定個人情報）に「児童扶養手当法に関する情報」が含まれる項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表の17項関係：第9条（児童福祉法による保育関連） 別表の20項関係：第22条（児童福祉法による負担能力認定等関連） 別表の42項関係：第44条（生活保護法関連） 別表の72項関係：第74条（国民年金法関連） 別表の89項関係：第91条（母子父子寡婦福祉法による便宜供与関連） 別表の90項関係：第92条（母子父子寡婦福祉法による給付金支給関連） 別表の125項関係：第127条（中国残留邦人等支援給付等に関する法律関連） 別表の155項関係：第157条（子ども・子育て支援法関連） 別表の161項関係：第163条（昭和29年社発第382号通知に基づき外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法関連）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部　子育ち支援課

②所属長の役職名	子育ち支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども未来部　子育ち支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1274
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部　子育ち支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話:03-5744-1274
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月23日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月23日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」（令和5年12 月18 日デジタル庁）に則り次の留意事項等を遵守している。 ・個人番号の取得に際しては、申請者よりマイナンバーカードの提示等により個人番号の情報を取得し、その上で真正性の確認を行っている。 ・申請者から個人番号が提供を受けられなかった場合には、基本4情報または住所を含む3情報にて照会することとしている。 ・個人番号との紐づけにおいてはダブルチェックにより処理誤りを防止する体制を整えている。 ・すでに個人情報と紐づけている場合においても、申請者より個人番号の提示を受けて、真正性の再確認を行っている。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとにチェック体制を整え人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・大田区セキュリティ対策基準に基づき、所管部署におけるセキュリティ実施手順を作成、及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、定期的にバックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月9日	表紙	平成27年12月3日		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年8月9日	しきい値判断記録票 取扱者数 委事業者など	計画財政部情報システム課	企画経営部情報システム課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成28年8月9日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	後藤　清	杉村　由美	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成28年8月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月2日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年8月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月2日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年8月9日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の132項関係・条項未制定（児童福祉法による保育関連） 別表第二の47項関係・条項未制定（国民年金法関連） 別表第二の116項関係・条項未制定（子ども・子育て支援法関連）	別表第二の132項関係・第10条の3（児童福祉法による保育関連） 別表第二の47項関係・第26条の2（国民年金法関連） 別表第二の116項関係・第59条の2（子ども・子育て支援法関連）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（別表第二主務省令が制定されたため追記）
平成28年8月9日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	杉村　由美	浜口　恕彦	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成28年8月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成28年8月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成29年8月14日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	浜口　恕彦	中村　純子	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（人事異動のため）
平成29年8月14日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
平成29年8月14日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和1年5月24日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	中村　純子	子育て支援課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（様式変更に伴う記載項目変更）
令和1年5月24日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和1年5月24日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和1年5月24日	Ⅳ リスク対策		様式変更に伴い新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（様式変更に伴う記載項目追加）
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	必手当支給：年3回、区民の口座への振込。	必手当支給：年6回、区民の口座への振込。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（事務手続きの変更）
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑤現況届：毎年8月1日現在の状況を確認するため、児童扶養手当の受給者に現況届を送付し、郵送または窓口で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の受給資格を確認し、8月分から翌年7月分までの手当の支給額等を決定する。	⑤現況届：毎年8月1日現在の状況を確認するため、児童扶養手当の受給者に現況届を送付し、郵送または窓口で受け付ける。提出された現況届に基づき、受給者の受給資格を確認し、11月から翌年10月分までの手当の支給額等を決定する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（事務手続きの変更）
令和2年5月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和2年5月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和2年5月15日	Ⅰ 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報参照が出来る根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第1号、及び別表第二57の項	＜情報参照が出来る根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号、及び別表第二57の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法律の改正のため）
令和2年5月15日	Ⅰ 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	＜情報提供が出来る根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第1号、及び別表第二において 第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法に関する情報」が含まれる項(13の項)	＜情報提供が出来る根拠法令＞ ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第1号、及び別表第二において 第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当法に関する情報」が含まれる項（13の項）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（法律の改正のため）
令和2年5月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の37の項	別表の56の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二 ・132項関係・第10条の3（児童福祉法による保育関連） ・58項関係・第12条（児童福祉法による負担能力認定等関連） ・26項関係・第19条（生活保護法関連） ・20項関係・条項未設定（社会福祉法関連） ・47項関係・第26条の2（国民年金法関連） ・94項関係・第20条（母子父子寡婦福祉法による修学資金関連） ・60項関係・第20条（母子父子寡婦福祉法による給付金支給関連） ・87項関係・第44条（中国残留邦人等支援給付等に関する法律関連） ・116項関係・第59条の2（子ども・子育て支援法関連） ・（追加）	・別表 ・17項関係・第9条（児童福祉法による保育関連） ・20項関係・第22条（児童福祉法による負担能力認定等関連） ・42項関係・第44条（生活保護法関連） ・（削除） ・72項関係・第74条（国民年金法関連） ・89項関係・第91条（母子父子寡婦福祉法による修学資金等関連） ・90項関係・第92条（母子父子寡婦福祉法による給付金支給関連） ・125項関係・第127条（中国残留邦人等支援給付等に関する法律関連） ・155項関係・第157条（子ども・子育て支援法関連） ・161項関係・第163条（昭和29年社会第382号通知に基づき外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法関連）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（しきい値再判定の実施）
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て支援システム、区民情報基幹基盤システム、中間サーバー	子育て支援システム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（誤記の訂正）
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	児童支援情報ファイル、接続情報ファイル、情報提供ファイル、情報照会ファイル、統合宛名番号ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル	児童支援情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない（誤記の修正）
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども家庭部子育て支援課	こども<u>未来</u>部子育て<u>応援</u>課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長	子育て<u>応援</u>課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	こども家庭部　子育て支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話: 03-5744-1274	こども<u>未来</u>部　子育て<u>応援</u>課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話: 03-5744-1274	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年5月15日	Ⅰ 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども家庭部　子育て支援課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話: 03-5744-1274	こども<u>未来</u>部　子育て<u>応援</u>課 〒144-8621　大田区蒲田5-13-14 電話: 03-5744-1274	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月25日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	①申請受付：主に以下4つの申請がある。 ⑤現況届　郵送または窓口	①申請受付：主に以下4つの申請がある。（受付方法：窓口、郵送、電子申請） ⑤現況届　郵送、窓口または電子申請	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月25日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子育て支援システム	子育て支援システム、サービス検索・電子申請機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年10月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数、2取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日時点	令和3年7月23日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない